

年間行事予定の作成に注意を 「週休日の振替」と「休日の代休日」

週休日（日曜日及び土曜日）の振替と、休日（祝日）の代休日の取得方法は異なります。振替や代休を確実に取得できるように、週休日や休日に行事等を設定する場合は注意をしましょう。

○週休日の振替

土日の週休日の振替は、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」第5条を根拠に、週休日に勤務する場合には勤務の振替を行うことができます。

「職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合」とは、学校全体の行事の場合や出張が命ぜられる場合がこれにあたります。また、これまでの交渉により、「高体連・高野連・高文連関係の生徒引率の出張や役員としての出張などこれに準ずるものも対象となる」ことを県教委と確認しています。

また、振替可能な期間は、02年度から「前4週間から後8週間」に拡大され、04年度からは「直近の長期休業中」も可能となりました。

○休日の代休日

いわゆる祝日と年末年始の休日について、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」第10条、第11条により、「任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。」とされ、代休日について定められています。なお、代休日は、勤務した休日を起算日として後8週間以内となっています。

今年度、PTA行事を休日に半日だけ設定して、代休の対象にならなかったとの報告が分会からありました。

※週休日の振替は半日単位でも出来ますが、休日の勤務は半日だと現行制度では代休の対象になりません。

○週休日と休日が重なった日に勤務した場合

週休日（土・日曜日）と休日（祝日）が重なった日（重複日）に勤務した場合、週休日の振替と休日の代休日の両方をとることができることとなっています。しかしながら、一般的には「重複日」には学校行事を設定しないようにするなどの運用がなされていますので、注意が必要です。

※2017年度に週休日と休日が重なる日

4/29（土、昭和の日）、9/23（土、秋分の日）、12/23（土、天皇誕生日）